

8月1日以降 医療機関等  
被保険者証と高齢受給者  
証の提示について

被保険者証の更新時期が  
8月になります

8月1日から、越生町国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方に交付する「埼玉県国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化され、「埼玉県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に代わります。

8月前後に医療機関にかかる方はご注意ください

## 埼玉県国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が一体化されます

自治体アプリの決定版  
マチイロ  
広報おこせ配信中

問  
内線  
町民課  
1  
2  
1  
・  
1  
2  
2  
國保年金担当



国民健康保険の加入のみ  
なさるには7月中旬から順  
次「簡易書留」で送付します。

にかかるときは、7月中  
に送付する新しい「埼玉  
県国民健康保険被保険者  
証兼高齢受給者証」を窓  
口に提示してください。  
かかるときは、現在お持  
ちの「被保険者証」と「高  
齢受給者証」と一緒に窓  
口に提示してください。

## 備蓄品の期限を確認しましょう



保存食には賞味期限があります。保存期間が長いものでも3~5年が多いです。  
また、消毒液や絆創膏、電池にも使用期限があります。  
毎年防災品の確認を行いましょう。



購入した防災セットをそのままにしていませんか?  
使用期限を確認し、日頃から防災意識を高めましょう。



- |        |                   |
|--------|-------------------|
| □懐中電灯  | □携帯電話の予備バッテリーや充電器 |
| □携帯ラジオ | □生理用品             |
| □毛布    | □ティッシュ            |
| □乾電池   | □ウェットティッシュ        |
| □ライター  | □トイレットペーパー        |

- |        |         |
|--------|---------|
| □歯ブラシ  | □食料・飲料水 |
| □救急セット | □紙とペン   |
| □常備薬   | □マスク    |
| □ゴミ袋   | □タオル    |
| □軍手    | □体温計    |

備えあれば憂いなし

## 自然災害に備えましょう

### 土砂災害

土砂災害は、がけ崩れや土石流、地滑りなどさまざまの破壊力をもつ土砂が多くの人命や家屋などの財産を一瞬にして奪ってしまう恐ろしい災害です。近年は気象現象の変化によつて頻繁に大雨警報（土砂災害警戒情報）や特別警報などが発令され、土砂災害の発生がしやすい状況になつています。

越生町は、土砂災害の發生しやすい場所が146か所指定されていて、決して安全とは言えません。今うちに災害に備えておくことで、もしもの災害時に被害を最小限に抑えましょう。

**土砂災害から身を守るポイント**

- お住まいの場所が「土砂災害警戒区域」かどうか確認しましょう。
- 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意しまし



よう。

○ 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに非難しよう。

### 非難のタイミング

#### ○ 崖崩れ

- ・ 崖にひび割れができる
- ・ 小石がパラパラ落ちてくる
- ・ 崖から水が湧き出る
- ・ 湧水が止まる（濁る）
- ・ 地鳴りがする
- ・ 地すべり

### 地震災害

地震は、いつ、どこで起きてもおかしくありません。越生町が被災地になることも想定していなければなりません。

最も大切なことは、命を守ること。日ごろからの備えが大切です

### 身近にできる地震への備え

#### ○ 家の中の安全対策

- ・ 家具の転倒や落下を防止する対策をとりましょう。
- ・ 出入り口や通路に物を置くのを控えましょう。

#### ○ 地震発生時の心構え

- ・ 最初の大きな揺れは1分間。机の下に身をかくし、座布団などで頭を守りましょう。
- ・ ドアや窓を開けて脱出口を確保しましょう。
- ・ 食器棚や窓ガラスなどに、ガラスの飛散防止措置をしておきましょう。
- ・ 家族で話し合い
- ・ 地震が発生したときの役割分担を決めておきましょう。

- 発生3分
  - ・ 隣近所に声をかけ、火が出ていると初期消火、大声で知らせましょう。
- ※ 災害時は、携帯電話の使用は極力控えましょう。
- ※ 壊れた家には無理に入らないでください。

- 土石流
  - ・ 山鳴りがする
  - ・ 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める
  - ・ 降雨が続くのに川の水位が下がる

## 防災行政無線 テレホンサービス

0800-800-8099

防災行政無線テレホンサービスは、防災行政無線の放送内容（夕方のチャイム「七つの子」は除く）を電話で聞くことができるサービスです。

○ 放送終了直後から利用できます。

○ 24時間以内に放送されたものを聞くことができます。

※ 県外からは利用できません。

※ 回線が込み合っている場合は電話が繋がらないことがありますのでご了承ください。

問 総務課自治振興担当 内線215